

尾道市地域防災計画

【第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画】

令和4年6月修正

尾道市防災会議

第1節 目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1	第8節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画・・・・・・・・・・・・	31
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域・・・・・・・・	2	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第3節 基本方針・・・・・・・・・・・・	3	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
1 各般にわたる甚大な被害への対応		3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
2 津波からの人命の確保			
3 超広域にわたる被害			
4 時間差発生等への対応			
5 戰略的な取組の強化			
第4節 南海トラフ地震の概要・・・・・・・・	7	第9節 防災訓練に関する計画・・・・・・・・	36
1 地震の概要		1 防災訓練	
2 今後の地震発生確率		2 職員の動員訓練	
3 想定結果		3 通信運用訓練	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画・・	8	4 津波防災訓練	
第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画・・・・・・・・	10	5 津波避難訓練	
1 津波からの防護のための施設の整備等		6 防災訓練に対する協力等	
2 水防業務従事者等の安全確保対策		7 実施方法	
3 港湾、漁港の船舶対策			
4 津波に関する情報の伝達等			
5 津波避難対策			
6 消防活動及び水防活動			
7 電気、ガス、水道、下水道関係			
8 交通対策			
9 市が管理又は運営する施設関係			
第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画・・・・	24	第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画・・・	38
第1項 相互応援協力計画・・・・・・・・	24	1 市職員に対する教育	
1 方針		2 住民等に対する教育・広報	
2 実施内容		3 児童、生徒等に対する教育	
第2項 自衛隊災害派遣計画・・・・・・・・	25	4 自動車運転者に対する教育	
1 方針		5 船舶関係者に対する周知	
2 自主派遣の基準		6 相談窓口の設置	
3 災害派遣部隊の活動			
4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限			
5 災害派遣要請の手続等			
6 災害派遣部隊の受け入れ			
7 派遣に要する経費の負担			
8 災害派遣部隊の撤収要請			
第3項 救援物資の調達・供給活動計画・・・・	29		
1 食料供給関係			
2 給水関係			
3 生活必需品等供給関係			
4 救援物資の調達・配送関係			
第4項 帰宅困難者対策計画・・・・・・・・	30		

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）」

尾道市、呉市、竹原市、三原市、広島市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第3節 基本方針

南海トラフ地震は、市として地震防災・減災対策を実施していく想定地震であり、その大きな特徴として、①広域にわたり、強い揺れと津波が発生すること、②堤防の破損により、すぐに浸水が発生する地域が存在すること、③時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考え方として、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、第2部地震対策編・第3部津波対策編によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の5点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れによる建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。
- (2) 市及び国、県は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。
この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点での対策も推進する。
また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。
- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、逃げ遅れた場合を想定し、市及び国、県、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- (2) 市及び国、県は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であつてその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。
また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害

南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、県の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、市は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、県及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処する。

さらに、市は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 時間差発生等への対応

(1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、市及び国、県は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(2) 国、県及び市は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まると評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

(4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

- ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震

は除く)が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

(6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

(7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

(9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(10) 国、県及び市は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(11) 国、県及び市は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(12) 国、県及び市は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

(13) 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

5 戰略的な取組の強化

(1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、市及び国、県は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

(2) 市は、防災・減災目標を達成するため、各部署との連携、国、県との連携、他市町との広域連携、市民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、市及び国、県は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

(3) 市は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

(4) 市及びライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和4年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和4年 1月1日	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

3 想定結果

東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。

市の被害想定においては、次のとおりである。

（詳細は、第2部地震対策編第1章第7節地震被害想定を参照）

最大震度	建物被害（棟）	人的被害（人）		避難所生活者（人） (1日後)	
		全壊棟数	半壊棟数		
南海トラフ巨大地震 6強	10,881	26,349	1,740	4,069	25,814

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

市は、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成している地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、同計画に基づく事業を推進する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 計画作成主体

県

(2) 計画年度

平成28年度～平成32年度（第5次）

(3) 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市事業を含む。）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設
又は漁港施設

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、
地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を
要するもの

コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造
物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの

シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難
を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法
第3条第2項に規定する河川管理施設

ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業
に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜
地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設
であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの

セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において
災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設

ソ 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する
災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するた
めに必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の

備蓄倉庫

- ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
 - イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順
水門等の閉鎖を実施する体制として、水門・陸閘管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。
 - エ 水門等の閉鎖訓練
防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。
なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。
- (4) 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- (5) 市は、デジタル防災無線の整備等の方針及び計画を定めるものとする。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

市及び県は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾、漁港の船舶対策

(1) 漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、管理者は、津波警報が発表された場合を想定して、次の内容等について、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。

- ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に退避する。
- イ 避難できない船舶について、係留を安全に実施する。
- ウ 大型、中型船舶は、入港を差し控える。
- エ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

(2) 漁船の処置

港湾管理者及び漁港管理者は、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 市内の地震動等の観測施設

県が行う地震動の観測場所	市本庁舎、向島支所、瀬戸田支所、御調支所
防災科学技術研究所が行う地震動の観測場所	因島総合支所、長江中学校グラウンド

(2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

- (ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- (イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。
なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

第3部 津波対策編第3章第2節第2項の2 (2)「津波警報等の種類及び内容」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

第3部 津波対策編第3章第2節第2項の2 (4)「津波警報等の伝達経路」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、デジタル防災無線、防災アプリ、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 居住者等の避難行動等

市及び県は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、デジタル防災無線等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、防災アプリ、サイレン、電光掲示板等により伝達する。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ、デジタル防災無線、防災アプリ等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

（6）船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

海上保安部からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

（7）船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画の策定に努める。

（8）情報の収集伝達経路

第3部津波対策編第3章第3節第1項「災害情報計画」による。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

また、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

（1）津波避難計画の作成

市は、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、自主防災組織等と連携し、津波災害の特性に応じた津波避難計画の作成に努める。

（2）津波ハザードマップの作成及び周知

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、広島県津波浸水想定図をもとに、指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。なお、市の津波ハザードマップ作成にあたって、県は必要な情報の提供を行うこととする。

（3）緊急避難場所、避難所の指定及び周知

市は、都市公園、スポーツ広場、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに緊急避難場所に指定する。

また、市は、緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

また、避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた

避難計画を作成し、市長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

（ア）学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

（イ）病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

（6）津波発生時の応急対策

ア 避難指示等の発令

（ア）発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示等を発令する。

a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項の規定及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

b 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

c 気象業務法施行令第8条の規定により市長が自ら津波警報をした場合

（イ）発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示等を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示等の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

（ウ）避難指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

a 避難対象地域

b 避難指示の発令の理由

c 避難先及び避難路

d 避難の方法及び携行品

e その他必要な事項

（エ）解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示等を解除する基準を定める。

a 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

b 気象業務法施行令第10条の規定により市町長が自ら津波警報をしたもの解除する場合

（オ）解除時期及び解除手順

避難指示等の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

（カ）発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

b 伝達手段

伝達手段としては、デジタル防災無線、防災アプリ、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、デジタル防災無線や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示等を伝達するような併用等を検討するものとする。

イ 避難の誘導

(ア) 避難誘導に当たる者

- a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- b 自主防災組織のリーダー等

(イ) 避難誘導の方法

- a 避難は、原則徒歩とする。
- b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
なお、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難等の措置を講ずる

(エ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、県との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

(才) 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合においては、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を記載するものとする。

(7) 避難所の開設

ア 避難所の開設

- (ア) 避難所の開設は、原則として災害対策本部長の指示により行う。
- (イ) 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくても避難の必要が生じると自動的に判断したときは、居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。
- (ウ) すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館等広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。
- (エ) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のために、施設がバリアフリー化されているなど特別な配慮がなされた条件で指定する福祉避難所の開設も考慮する。

イ 避難所開設の報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、災害対策本部に無線若しくは電話等によりその旨報告する。市災害対策本部は、次の事項について、知事、警察署、消防等関係機関に対して報告を行う。

- (ア) 開設の日時
- (イ) 開設の場所
- (ウ) 受入れ人員
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) その他必要と認められる事項

ウ 避難所内事務所の開設

避難所内に「事務所」を速やかに開設し、避難住民に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

エ 避難所内の区画の指定

避難した住民の受入れは、事情の許す限り地域ごとにスペースを設定し、町内会等を中心とした住民による自主的な運営となるよう配慮する。

(8) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

市は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努め、町内会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努めるとともに、自主防災組織等とも連携し円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段の確保に努め、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

エ 避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

ク やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(9) 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると

判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

被災県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

(10) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市は、消防機関の津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

- ア 防潮扉等の管理者等
 - （ア）防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。
 - （イ）水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。
- イ 水防管理団体
 - （ア）各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報
 - （イ）水防に必要な資機材の点検整備
 - （ウ）防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
 - （エ）水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 県の措置

県は、市町等の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。
- イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。

7 電気、ガス、水道、下水道関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波発生時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

ア 気象予警報の伝達

- (ア) 非常災害対策組織による的確な情報の検討、分析と迅速な伝達に努める。
- (イ) 気象台とのより一層の連携の強化に努める。
- (ウ) 社内指令系統の活用に努める。

イ 災害情報の収集等

非常災害対策組織による情報の収集、検討と指令の早期伝達を推進する。

ウ 広報宣伝等

- (ア) 非常災害対策組織における適切な情報発表文の決定を行う。
- (イ) 関係官公庁に対する迅速な状況報告を行う。
- (ウ) 広報宣伝車、新聞その他の報道機関など広報媒体の活用を図る。
- (エ) 二次災害防止のため、電気施設、電気機器使用上の注意、復旧の見通し等の広報宣伝活動を行う。

エ 応急災害発生時の動員体制

- (ア) 災害発生予想時における待機並びに非常要員体制の確立を図る。
- (イ) 請負契約による非常災害復旧要員の確保に努める。
- (ウ) 災害規模における隣接電力事業所との相互協力を推進する。

オ 応急対策用資機材等

- (ア) 手持資材確認及び在庫量の把握に努める。
- (イ) 各種施設、設備の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 復旧資材の手配及び輸送を行う。

カ 応急復旧工事等

恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性度を勘案して次のとおり実施する。

(ア) 送電、変電設備

- a 共通機器、流用可能機器、材料及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を講じる。
- b 機器損壊事故に対して系統の一部変更、又は移動用変圧器等の活用による応急復旧措置を講じる。

(イ) 送電、配電設備

仮復旧標準工法の確立、活用並びに車両等機動力を活用する。

(ウ) 通信設備

- a 応急対策資材の整備による効率的応急復旧を行う
- b 移動無線の活用による通信連絡の確保に努める。

(2) ガス施設の応急対策

ア 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材は、平素から十分な数量の確保と点検を行い、万全な対応を講じておく。

イ 復旧における施設の点検

老朽化した配管等、常に施設管理の徹底を行うとともに、市街地におけるガス供給の拠点周辺における迅速な復旧行動が行えるような体制作りを進める。

ウ 市災害対策本部との円滑な連携

(ア) 被害状況等の情報の把握

地震・津波発生時の復旧活動は、市民生活の早期再開等に不可欠なことから、ガス施設のみならず市街地等の被害状況を把握することによる復旧作業の優先性等を考慮する必要がある。こうした点で、市災害対策本部との連絡体制を緊密にしておくための必要な措置を講じておく。

(イ) 市民への広報活動における調整

各家庭に取り付けているマイコンメーター等の点検や被災箇所における供給再開等、市民への広報活動は市災害対策本部との調整による市民サービスに基づいた活動を行っていく。

(3) 水道施設の応急対策

ア 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市水道局が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町、関係業者から調達して対処する。

イ 施設の点検

地震・津波発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

(ア) 取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は、施設ごとに速やかに行う。

(イ) 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況の把握に努める。

なお、以下の管路については、優先的に点検する。

- a 主要配水管路
- b 給水拠点における管路
- c 河川、鉄道等の横断箇所

ウ 応急措置

(ア) 取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止、又は減量を行う。

(イ) 漏水等により路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

(ウ) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

エ 地震・津波災害時の広報

地震・津波の発生時には、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、水道局の車両及び職員を動員して広報活動を行う。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 災害復旧用資機材の整備

下水道施設の被害に、迅速に応急措置を実施するための資機材、工器具等を整備する。

イ 応急措置

(ア) ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより機能停止による配水不能の事態が起こらないよう対処する。

(イ) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置

を実施する。

- (ウ) 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行うとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給に協力してもらう。
- (エ) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- (オ) あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、必要に応じ、応急対策を実施する。
- (カ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるとときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

8 交通対策

(1) 緊急通行路の確保

地震・津波の発生時の緊急輸送の範囲はおおむね、消防・救急のための要員・資機材・車両・救援物資、応急対策用資機材、医療（助産）救護を必要とする人、その他必要な物資・人員である。

あらかじめ指定しておいた緊急通行路は、状況に応じて障害物の除去や亀裂等の応急補修を他の道路よりも優先して行い、防災対策機関が効率よく活動できるように、状況に応じて緊急通行路として確保する。

- ア 緊急通行路については一般車両の通行を規制する。
- イ 道路上の障害物を除去し、緊急通行路を確保する。
- ウ 亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急輸送の確保に努める。

(2) 交通規制の種別

ア 基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため、必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区域又は区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両を禁止し、又は制限する。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他安全と円滑な交通を確保するため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者若しくは車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損又は破損等が予想される場合による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

(3) 規制の区分

規制の実施は国道、県道及び市道の区分によって行う。ただし災害の状況によって関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係する道路管理者と警察は密接な連絡を取り、適切な規制が講じられるよう配慮して行う。

(4) 発見者等の通報

災害時に道路施設の被害、その他により通行が危険であり、又は極めて混乱し

ている状態を発見した者は、速やかに警察又は市災害対策本部に連絡する。通報を受けた者は、道路管理者に速やかに通報する。

(5) 実施要領

災害の発生が予想され又は発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想され又は被害が発生したときは、関係機関に通報するとともに市災害対策本部は直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく規制、災害対策基本法第60条により避難の指示又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法による応急的な規制を行う。

(6) 規制の標識等

交通規制を実施したときは規定の標識を立てる。ただし緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適切な方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等に当たる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法により規制を実施したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式方法により、災害対策基本法により規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって表示する。

イ 規制条件の表示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区域又は区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

ウ う回路の表示

規制を行ったときは、適当なう回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(7) 報告書

規制を行ったときは、次により報告又は通知する。

ア 報告事項

各機関は、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 禁止制限の種別と対象
- (イ) 規制する区域又は区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) う回路その他の状況

(8) 障害物の除去

災害によって住居又は道路等に運ばれた土砂、竹木等の障害物を除去し、日常生活の安定を図るとともに、交通路を確保し物資等の輸送や応急対策活動を促進できるよう努める。

(9) 海上交通

海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、いきいきサロン、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校等にあっては、
 - a 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、(たとえば特別支援学校等) これらの者に対する保護の措置
 - c 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市町の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1項 相互応援協力計画

1 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や県等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

市は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

第2項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等(以下「旅団長等」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長(以下「要請者」という。)から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握及び通報
空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。
なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。
県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。
- (2) 遭難者等の遭難救助
行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。
- (3) 人員及び救援物資の緊急輸送
特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。
- (4) 炊飯及び給水支援
特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。
- (5) 道路及び水路の啓開
緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市町長の職権を行うことができる。この場合において、当該市町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 当該市町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 当該市町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線2410
(夜間・土・日・祝日等) 内線2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション

電話 0823-22-5511
内線2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348
(課業時間外) 内線2203（S O C当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

- (ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52
 電話 082-228-2111 内線2783~2786
 082-228-2159 (直通)
 082-511-6720 (直通)
- (イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17
 電話 082-251-5111 内線3271~3275
 082-251-5115、5116 (直通) (当直)
- (ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34
 電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

- ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等をすることができる。
- ウ 市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市町又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市町又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した市町又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。
- ア 派遣部隊到着前
- (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要なかつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備（平常時から宿営地候補地の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）
- イ 派遣部隊到着後
- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担

できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第3項 救援物資の調達・供給活動計画

市及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

1 食料供給関係

- (1) 市及び県は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

2 給水関係

- (1) 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

特に、災害拠点病院や救急告示病院、透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮するものとする。

- (2) 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

3 生活必需品等供給関係

市及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

市及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第4項 帰宅困難者対策計画

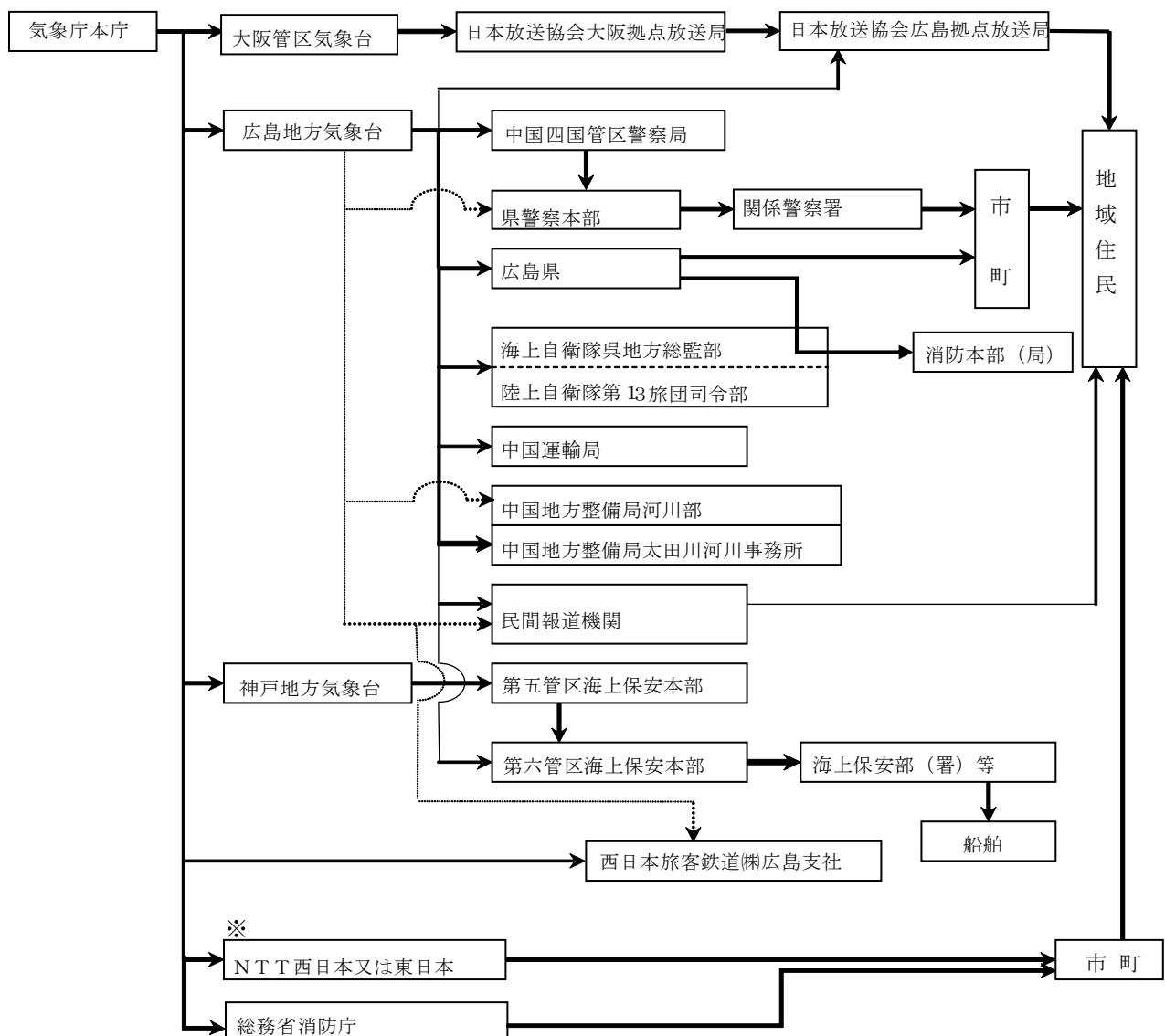
地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市及び県は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第8節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知する。その他情報の収集及び伝達に関しては、「震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第2項「地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画」による。



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)

- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、津波警報等（同解除を含む。）のみオンラインによる伝達である。
- 4 日本放送協会広島拠点放送局は、津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- 5 民間報道機関は、（株）中国放送・広島テレビ放送（株）・（株）広島ホームテレビ・（株）テレビ新広島・広島エフエム放送（株）・（株）中国新聞社である。
- 6 「N T T西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

（2）市の配備体制

市の配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第1項「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1（1）による。

（2）市の配備体制

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第1項「配備動員計画」による。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は震災対策編・津波災害対策計画第3章第8節第2項「広報・被災者相談計画」による。

（4）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は震災対策編・津波災害対策計画第3章第3節第1項「災害情報計画」による。

（5）災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（6）地域住民等に対する呼びかけ等

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる

旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

(10) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上

(ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

(ア) 鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

(11) 市が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、デジタル防災無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- e 社会福祉施設にあっては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1(1)による。

(2) 県の配備体制

前記2(2)による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前記2(3)による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に關

する情報の収集・伝達等

前記2(4)による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとるべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練に関する計画

1 防災訓練

- (1) 訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の市町との広域応援等とする。
- また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。
- (2) 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。
- (3) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。
- (4) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。
- (5) 市及び県等は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

市は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。
なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

(1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、デジタル防災無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

(2) 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実に起こりうる想定の中で訓練を実施する。

ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。

ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等につ

いて訓練を実施する。

(4) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

5 津波避難訓練

(1) 市、県及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

(2) 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

(3) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

6 防災訓練に対する協力等

(1) 市及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(2) 各防災関係機関は、市や県が実施する防災訓練に積極的に協力する。

7 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

市及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果

ウ 地震・津波に対する地域住民への周知

エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震・津波のときの心得>

(ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

- (ウ) テレビ、ラジオ、インターネット、デジタル防災無線等により、気象台等が発表する緊急地震速報や津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動すること。
- (コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

- (ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
なお、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、デジタル防災無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によつては一日以上にわたり継続する可能性があるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

- (ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

- (エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1) 港外：水深の深い、広い地域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- エ 地震・津波に対する一般知識
- オ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- カ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- キ 災害情報の正確な入手方法
- ク 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- ケ 出火の防止及び初期消火の心得
- コ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- サ 自動車運転時の心得
- シ 救助・救援に関する事項
- ス 安否情報の確認に関する事項
- セ 津波浸水想定図
- ソ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- タ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- チ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ツ 高齢者、障害者などへの配慮
- テ 避難行動要支援者に対する避難支援
- ト 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ナ その他必要な事項

(2) 啓発方法

- ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
- ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- エ 映画、スライド等の活用
- オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

市及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

市及び県、県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

市及び県は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

尾道市地域防災計画（第3部 津波対策編）
（第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画）
令和4年6月修正
編集・発行 尾道市防災会議（事務局 尾道市総務部総務課）
〒722-8501
尾道市久保一丁目15番1号
電話（0848）38-9216
